

地域創生まちづくり事業補助金について

この補助金は、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民相互の連帯感を一層高め、地域の特性を生かした魅力と活力のある元気なまちづくりを推進するため、市民が主体となって実施する公益性が高く地域の活性化を推進する活動に対し、補助金を交付します。

○補助対象者 対象者は、次に掲げるいずれにも該当する団体とします。

- ・活動拠点を市内に有し、市内で活動している団体
- ・原則として、市内に在住または在勤する方で構成され、構成員が10人以上の団体
- ・規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体
- ・政治的または宗教的な活動を目的としない団体

○補助対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)

○補助対象事業 対象事業は、以下に掲げる事業で、補助の目的に照らして市長が適当と認め、対象期間内に完了する事業とします。

補助対象事業	補助対象外事業
1. 地域づくり事業 2. 生活の基盤づくり事業 3. 賑わいのまちづくり事業 (1)観光資源整備事業 (2)お祭り等開催事業 (3)伝統文化継承事業 (4)市民交流活動事業	1. 事業の効果が特定の個人または団体に限定される事業 2. 営利のみを目的とする事業

1. 地域づくり事業

対象事業	廃校その他の用途廃止された市有施設を活用し、地域住民が気軽に集うことができる地域づくり活動拠点を整備する事業 ※集会場等の改修など補助制度がある施設は対象外となります。
補助金額	1団体につき補助対象経費10/10(補助限度額100万円)
対象経費	自主的に行う事業の実施に直接必要となる経費

2. 生活の基盤づくり事業

対象事業	次に掲げる生活環境の保全や生活道路の維持修繕等を、計画を立て年間を通じて実施する団体 ①市内の生活道路の維持修繕 ②市内の環境整備に関する事業 ③市内の景観づくりに関する事業 ④その他市長が認めた事業
補助金額	1団体につき補助対象経費の10/10(補助限度額50万円)
対象経費	自主的に行う事業の実施に直接必要となる経費

3. 賑わいのまちづくり事業

(1)観光資源整備事業

対象事業	市の観光資源となる施設の整備に加え、整備後のPRや観光振興活動に努める事業
補助金額	1団体につき補助対象経費の10/10(補助限度額50万円)
対象経費	自主的に行う事業の実施に直接必要となる経費

(2)お祭り等開催事業

対象事業	地域の賑わいづくりとコミュニティづくりを目的としたお祭り・イベント等を開催する事業
補助金額	1団体につき補助対象経費の1/2(補助限度額50万円)
対象経費	お祭り・イベント等の準備および開催に必要な経費で、次の対象外経費を除く。 ・人件費、交際費、慶弔費、親睦会費及び社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

(3)伝統文化継承事業

対象事業	次に掲げる地域の賑わいづくりとなる伝統文化継承のための事業 ①継承のための資料作成・データ化 ②継承のための用具等の修繕事業 ※指定文化財は既存の補助を活用し対象外となります。
補助金額	1団体につき補助対象経費の1/2(補助限度額100万円)
対象経費	伝統文化継承に必要な経費

(4)市民交流活動事業

対象事業	地域で市民の交流を図るための事業を、計画を立て年間を通じて実施する団体
補助金額	1団体につき補助対象経費の1/2(補助限度額30万円)
対象経費	市民交流活動に必要な経費で、次の対象外経費を除く。 ・人件費、交際費、慶弔費、親睦会費及び社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

○申請方法 申請書(常陸大宮市HPからダウンロード可能)に必要な事項を記入し、地域創生課(市役所本庁3階)まで持参してください。ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

【提出書類】

- ・地域創生まちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号) ・収支予算書(様式第3号) ・団体概要調書(様式第4号)
- ・団体の規約、会則等 ・団体の構成員名簿 ・その他市長が必要と認める書類

申請・問 本庁 地域創生課 地域創生企画室 ☎55-7600(直通) FAX 53-6502

✉ sousei@city.hitachiomiya.lg.jp

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>